



健 第 1254 号
平成 28 年 12 月 22 日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長

各都道府県後期高齢者医療制度主管部（局）長

様

岩手県保健福祉部長



東日本大震災津波により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者等に対する一部負担金免除措置の平成 29 年 1 月以降の延長について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、避難指示等対象地域以外の東日本大震災により被災した方を対象とした一部負担金の免除措置については、本県の各市町村国民健康保険者及び後期高齢者医療広域連合において、平成 28 年 12 月末まで実施しているところですが、この免除措置を平成 29 年 12 月末まで延長することといたしました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴管下市区町村及び関係機関等への周知について御協力くださいますようお願いします。

なお、有効期限が平成 29 年 1 月以降の「一部負担金免除証明書」については、現在、各保険者において交付手続きを進めていますので、被保険者から問い合わせがあった場合は、各保険者あて連絡するよう御指導方よろしくお願いします。

担当：国保担当 渕
電話：019-629-5479
メール：T-minato@pref.iwate.jp